

〔参考〕

財政状況等一覧表における用語について

1 普通会計

- ・ 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。

2 地方公営事業会計

- ・ 地方公共団体の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公益質屋事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

3 地方公営企業

- ・ 財・サービスの提供を受ける者が、その有無又は量に応じて費用を負担するという独立採算性を前提とした企業として、地方公共団体が実施し、かつ地域住民の福祉の増進を目的とした事業。

4 形式収支

- ・ 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。
財政状況一覧表中「2-1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）」欄の形式収支については、歳入歳出差引額に前年度からの繰越金を加え、積立金及び前年度繰上充用金を控除したものに、更に、収益的支出に充てた企業債及び収益的支出に充てた他会計繰入金を加えたものの額を記載しているため、単純差引額と合致しない場合がある。

5 実質収支

- ・ 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

6 純損益

- ・ 総収益から総費用を差し引いた額。純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算ではそれぞれを黒字、赤字と呼ぶ。

7 不良債務

- ・ 流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く）を超える額。不良債務が発生していることは、資金不足が生じていることを意味する。

8 一部事務組合

- ・ 地方自治法に基づき、地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合。

9 第三セクター

- ・ 一般的に国や地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を指す。
財政状況等一覧表においては、当該地方公共団体が出資する商法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち、当該団体が（迂回出資分を含む）25%以上出資するもの若しくは当該団体が財政支援（補助金、貸付金、損失補償、債務保証）を実施しているものを掲載している。

10 財政力指数

- ・ 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

11 経常収支比率

- ・ 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計に占める割合。
この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

12 実質公債費比率

- ・ 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値。
地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることとなる。